

ETC 装置装着助成金交付要綱

社団法人 佐賀県トラック協会

(事業趣旨)

第1条 この要綱は、(社)佐賀県トラック協会(以下「佐ト協」という。)が行う、ETC 装置装着に対する助成金(以下「助成金」という。)の交付に関して、必要な事項を定め、適正かつ円滑に事業を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

- 1 「ETC 装置」(以下「装置」という。)とは、財団法人道路システム高度化推進機構「ETC 車載器型式等登録規定」に基づき登録された製造者及びその製造者が製造し登録した車載器をいう。
- 2 「セットアップ」とは、ETC を利用するために必要な車両情報等を車載器に登録し、車載器を利用可能にする作業をいう。

(助成対象)

第3条 助成の対象は、装置を新たに購入して取り付ける会員事業者(以下「事業者」という。)に対し車載器及びセットアップ費用に対し助成を行う。

(助成金の交付額)

第4条 助成金の交付額は、新たに装置を装着しセットアップを行う事業者に対して装置1台当たり5,000円を限度とする。

- 2 前項の価格には消費税を含めない。

(取付対象車両)

第5条 装置を取り付ける車両は、第3条に該当する事業者に所属する営業用(緑ナンバー)自動車とする。

(装置の装着期限)

第6条 助成金の対象となるセットアップは、原則として該当年度の2月末日までに車載器登録が上記第2条の2項に規定する作業を完了し、利用可能なものでなければならない。

(助成金の交付申請)

第7条 事業者は、助成金の交付を受けようとするときは、様式1の「ETC 装置装着助成事業実績報告書(助成金交付請求書)」により、原則として当該年度の2月末日までに佐ト協に申請するものとする。

(助成金の上限額)

第8条 助成金の上限額は、当該年度内に新たに装置を装着しセットアップを行う事業者に対して装着台数30台分までを限度とする。

但し、予算の執行状況を勘案して増減することが出来るものとする。

なお、対象期間内に予算額に達した場合は、助成を終了することができる。

(助成金の交付)

第9条 佐ト協は、前条の助成金交付請求書の提出があったときは速やかにその報告書を審査し、適正と認めたときは事業者に対して助成金を交付する。

(交付決定の取消しと助成金の返還)

第10条 事業者は、関係法令等に従い、善良な管理者の注意をもって、導入した装置を管理しなければならない。

2 事業者又は交付の対象となった装置が、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、佐ト協は当該車両に係る助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 助成金の交付の決定の内容もしくはこれに付した条件、その他法令もしくはこれに基づく処分に違反したとき。

(2) 差し押さえ又は競売等により当該機器が使用できなくなったとき。

(3) 事業者が当該年度中に佐ト協を退会したとき。

3 前項の場合において、当該取消し等に係る助成金が、既に事業者へ交付されているときは、佐ト協は、事業者に対し期限を定めてその返還を求めることができる。

(対象装置の処分)

第11条 事業者は、交付対象となった装置が1年を経過するまでの期間、譲渡、処分等を行ってはならない。但し、あらかじめ佐ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

2 前項による処分が行われたときは、佐ト協へ報告しなければならない。

(附則)

事業者は、佐賀県運輸事業振興助成交付金交付要綱第5条の規定に従い、本助成金に関する書類を、5年間責任を持って保存すること。

本要綱は、当該年度の4月1日に遡って適用する。